

平成 23 年 11 月 11 日

厚生労働省 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

主査 津田弥太郎厚生労働大臣政務官 殿

平成 24 年度報酬改定に関する要望書（要約版）

特定非営利活動法人 日本相談支援専門員協会

代表理事 門屋 充郎

平成 24 年度報酬改定にあたっては、相談支援業務の内容と専門性に見合った適切な評価をいただき、以下の事項についてご検討賜りますよう強く要望いたします。

記

1. 相談支援専門員の確保・定着、相談支援事業所の安定的運営が可能な報酬設定

- 平成 24 年度からのサービス等利用計画の対象者の大幅な拡大、地域相談支援の創設を踏まえ、当面、一定の質を確保しつつ、相談支援の提供体制の量的拡大を図ることが必要である。
- 相談支援の担い手である相談支援専門員が将来展望を持って職場で働き続け、能力・資格・経験等に応じた適切な処遇を受けられ、また、こうした人材を確保・定着させられるよう、相談支援事業所の経営基盤が長期的に安定できる報酬水準を確保されたい。

2. 計画相談支援・障害児相談支援の報酬設定

(1) サービス利用支援業務の報酬単価の増額

- サービス利用支援業務の量と範囲の拡大に鑑み、従来の「サービス利用計画作成費」単価から報酬単価を大幅に増額されたい。

(2) 継続サービス利用支援業務の正当な評価

- 継続サービス利用支援業務にはケアマネジメント手法を活用したサービス利用支援と同等の業務量や専門性が求められることに鑑み、サービス利用支援業務と同程度の適正な報酬水準を確保されたい。

3. 地域相談支援の報酬設定

(1) 地域移行支援、地域定着支援業務の正当な評価

- 障害者の地域での生活を支えるために、継続的、かつ、きめ細かな支援を行う地域相談支援業務について、その業務内容に見合った適正な報酬水準を確保されたい。

(2) 地域移行支援における障害福祉サービス等の体験利用の制度化

- 地域相談支援業務の実効性を高めるために、障害福祉サービス等の体験利用について制度化されたい。

4. 従来からの「一般的な相談支援」の堅持

- 相談支援事業所において計画作成による収入増加が見込まれることを理由に、市町村が従来からの「市町村による相談支援」の委託費を削減するという懸念がある。しかし、この収入増加は、サービス利用者全員に計画を作成するための職員確保に向けられるべきものである。
- 市町村がこうした障害者自立支援法の改正の趣旨を正確に理解し、地域のニーズが充足されていないのに「市町村による相談支援」の委託費の財源を削減することがないよう、厚生労働省から十分な周知と交付税財源の担保をされたい。

以上

平成 23 年 11 月 11 日

厚生労働省 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム
主査 津田弥太郎厚生労働大臣政務官 殿

平成 24 年度報酬改定に関する要望書

特定非営利活動法人 日本相談支援専門員協会
代表理事 門屋 充郎

障害者自立支援法における相談支援は、障害者の地域での生活を支える中軸を担うサービスであることをふまえ、平成 24 年度に施行される改正法では、質・量ともに相談支援の充実が図られたところであり、報酬改定にあたってはその業務と専門性に見合った適切な評価が必要です。

日本相談支援専門員協会は、「障害のある人がよりよい地域自立生活を送れるように支援していくこと」を目的とし、相談支援専門員のスキルアップを図るとともに、行政とのパートナーシップを通じて障害者の地域生活を推進する専門職団体として、平成 24 年度報酬改定にあたり、以下の事項についてご検討賜りますよう強く要望いたします。

記

1. 相談支援専門員の確保・定着、相談支援事業所の安定的運営が可能な報酬設定

平成 24 年度からのサービス等利用計画の対象者の大幅な拡大、地域相談支援の創設を踏まえ、当面、一定の質を確保しつつ、相談支援の提供体制の量的拡大を図っていくことが必要です。

このためには、相談支援の担い手である相談支援専門員が将来展望を持って職場で働き続け、能力・資格・経験等に応じた適切な処遇を受けられること、また、こうした人材を確保・定着させられるよう、相談支援事業所の経営基盤が長期的に安定することが必要です。

相談支援の報酬改定にあたっては、こうした視点に立った適正な水準を確保することを要望します。

2. 計画相談支援・障害児相談支援の報酬設定

(1) サービス利用支援業務の報酬単価の増額

サービス利用支援の業務（障害児支援利用援助を含む。以下同じ）には、従来から「サービス利用計画作成費」として評価されていた支給決定後のサービス提供事業者との調整業務に加え、支給決定前の調査や課題分析、計画原案を作成する業務が新た

に含まれています。

平成 24 年度からのサービス等利用計画作成費の支給対象の拡大、計画相談支援業務と連動した支給決定プロセスの見直しは、障害者の地域生活を支える基盤を強化する契機として期待されています。

こうした期待に応えるために、サービス利用支援業務について、その業務量と業務範囲の拡大に鑑み、報酬上、従来の「サービス利用計画作成費」単価からの大幅な増額を要望します。

(2) 継続サービス利用支援業務の正当な評価

利用者の生活は日々変化し、一度作成したサービス等利用計画の通りに生活が継続されることはごくまれです。このため、相談支援専門員は、利用者の生活の変化を見守り、計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案して計画の見直しや変更を行う必要があります。

こうした継続サービス利用支援業務（継続障害児支援利用援助を含む。以下同じ）は、ケアマネジメント手法を活用し、関係機関等が切れ目のない支援体制を維持するために極めて重要な業務であり、サービス利用支援と同等の業務量や専門性が求められます。

継続サービス利用支援業務について、報酬上、サービス利用支援業務と同程度の適正な水準を確保することを要望します。

3. 地域相談支援の報酬設定

(1) 地域移行支援、地域定着支援業務の正当な評価

施設入所者、医療機関の入院患者の地域移行支援に際しては、利用者等の新しい地域での生活に対する不安を解消するために、住居の確保や障害福祉サービス等の体験利用といった対応が求められます。

また、居宅で単身等で生活する障害者に対する地域定着支援に際しては、地域での生活に対する安心感を担保するために、常時連絡ができ、かつ、緊急事態にはすぐに対応できる人員体制を整備することが求められます。

このような継続的、かつ、きめ細かな支援を行う地域相談支援業務について、報酬上、その業務内容に見合った適正な水準を確保することを要望します。

(2) 地域移行支援における障害福祉サービス等の体験利用の制度化

地域移行支援を行う過程で、アパート等の宿泊を体験したり、生活介護、就労支援等の日中活動サービス等の利用を体験したりすることは、利用者が地域生活について具体的なイメージをもち、不安を解消する上で極めて有効な取り組みです。

地域相談支援業務の実効性を高めるために、障害福祉サービス等の体験利用について、制度化することを要望します。

4. 従来からの「一般的な相談支援」の堅持

市町村は、障害者自立支援法 77 条 1 項に基づき、「市町村による相談支援」を行うこととされており、業務量の多寡や市町村内部の専門職の有無に応じて、この業務の一部または全部を指定相談支援事業所に委託しています。市町村による相談支援の業務量は、市町村の規模や地域住民のニーズの充足率に左右されるものであって、平成 24 年度以降、計画相談支援業務が動き始めることによって全く変わるものではありません。

それにもかかわらず、平成 24 年度以降、相談支援事業所において計画作成による収入の増加が見込まれることから、市町村が従来からの「市町村による相談支援」の委託費（交付税）を削減するのではないかと懸念があります。

相談支援事業所は、サービス等利用計画の作成件数の増加に対応するために、計画作成による収入の増加分で職員を確保しなくてはなりません。そうでなければ、サービス利用者全員に計画を作成するという目標が達成できなくなります。

市町村がこの改正法の趣旨を正確に理解し、地域のニーズが充足されていないのに「市町村による相談支援」の委託費の財源を削減することがないように、厚生労働省からの十分な周知と交付税財源の担保を要望します。

以上